

平成26年5月13日

監査報告書

定款第11条の規定に基づき平成25年度の社会福祉法人長生園の会計及び業務の監査を行い次のとおり報告します。

1 監査方法の概要

- (1) 会計監査については、提出された各種帳簿、証憑書類等を閲覧しその記帳状況、並びに現金預金について保管状況等の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事会に出席し付議された案件が適正に執行されていることを関係書類の閲覧等により確認した。

2 監査意見

- (1) 会計については、提出された社会福祉事業としての養護老人ホーム拠点会計、介護保険施設拠点会計、ケアハウス拠点会計、公益事業としての診療所会計の財務諸表について、各会計帳簿に記載された各種原始記録と照合検討をしたところ、いずれも正しく記帳されていたことを認めます。
- (2) 業務監査については、理事の業務について当初の業務計画による事業実施状況を検討し、適正に執行されていたことを認めます。

3 入所者の預り金保管状況

- (1) 預金、現金の入出金等については、入出金伝票により適正に処理されていることを認めます。

以上、平成25年度の社会福祉法人長生園の事業報告、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、及び事業活動計算書については、関連する法令及び通知に従った監査の結果、適正であると認めます。